

南城市景観まちづくり条例（素案）に関するパブリックコメント意見結果

1. パブリックコメントの実施状況

- (1) 素案の公告日：平成 25 年 9 月 9 日（月）
- (2) 意見の募集期間：平成 25 年 10 月 1 日（火）から 10 月 30 日（水）
- (3) 素案の公表・閲覧方法
 - ①市ホームページ
 - ②玉城庁舎：都市建設課（2階）
 - ③大里・佐敷・知念の各市民課窓口
- (4) 住民周知の方法
 - ①広報なんじょう 10 月号掲載
 - ②市公式ホームページ掲載
- (5) 素案の閲覧者数 1 名
- (6) 意見の応募者数及び件数 1 名（4 件）
- (7) 意見の提出方法

提出方法	書面持参	郵便	ファクシミリ	電子メール
人 数	0 人	0 人	1 人	0 人

2. 提出された意見の要旨とそれに対する市の考え方

No.	項目	意見要旨	市の考え方
1	その他	街並と通りの形成が一番見苦しいのは、県道 331 号線の奥武島入口十字路沿の乱立する看板、字つきしろ入口 T 字路の立看板、なんとかならないでしょうか。一定の場所に有料案内板を設置、企画・ルールを定め実施して貰う。統一感を演出する。	屋外広告物については、法令に基づき対応を行います。また、有料案内板については景観づくりの参考として伺います。
2	その他	道路沿の無秩序な建物（プレハブ建物）が作られ、増築がくりかえし行なわれ、営業が行われている様子。	市民及び事業者等の理解を得ながら、良好な景観の形成に取り組んでまいります。
3	その他	電柱や安全柵、フェンス等にポスターや横断幕等が設置されており、観光客のイメージが悪くなると思う。	違反広告物については、パトロールを実施し撤去を行っています。引き続き取締を行っています。
4	その他	海辺のマナー（土・日曜日）サーファーの女性たちがビキニ姿で通りを闊歩している姿、風紀上青少年に悪い影響を与える？	ご意見として伺います。